

地域医療提供体制検討データ分析業務委託仕様書

1. 業務名

地域医療提供体制検討データ分析業務

2. 業務目的

本業務は、持続可能な地域医療提供体制の構築に向けて、本県における地域医療提供体制の全体像を把握し、課題の整理及び今後の方向性の検討に資する基礎資料を得るため、専門的知見を踏まえたデータ分析、及びその結果を踏まえた検討会議の運営支援及び検討報告書の作成を行う。また、これらの検討は新たな地域医療構想（以下、「新たな構想」という。）の策定を視野に入れ、地域医療構想調整会議での協議に資する資料の提供を目指す。

3. 業務内容

以下の（1）～（3）を主たる業務内容とする。

（1）地域医療提供体制の課題解決に向けたデータ分析業務

- ・ 入院医療に加え、外来・在宅医療や介護との連携を含む、2040年を見据えた地域の医療提供体制に係る課題の整理及び今後の方向性の検討に資する基礎資料として、以下のデータ分析・検証、報告資料の作成を行うこと。なお、これらの分析・検証は、新たな構想に係る国のガイドラインを踏まえた内容とすること。
 - ・ 分析結果は、図表・地図等を使用した視認性・判読性の良いものにすること。
- ① 必要病床数に係る分析
 - ② 構想区域の見直しに係る分析
 - ③ 医療機関機能に係る分析
 - ④ 外来・在宅医療及び介護との連携に係る分析
 - ⑤ 医療従事者の確保に係る分析
 - ⑥ その他、国のガイドライン及び県内の医療関係者の意見等を踏まえ、必要と考えられる分析
- ・ データ分析に当たり、県から提供する以下のデータを活用することとし、それ以外のデータについては受託者において入手すること。

- 県レセプトデータ（山梨県国民健康保険団体連合会から入手した平成28年度～令和6年度分の電子レセプトデータ）※令和2年度及び令和3年度は除く
 - 病床機能報告・外来機能報告データ
 - 医療計画作成支援データブックの各種データ
 - 在宅医療の供給量に関するデータ
 - その他（分析内容に応じて提供）
- ・ 県から提供するデータ以外で分析に用いるデータは、信頼性の高い公的統計等を用い、出典を明示すること。

（2）検討会議の開催

- ・ 入院医療のみならず、外来・在宅医療や介護との連携等を含む、地域の医療提供体制全体の課題解決を図るためにビジョン・方向性を協議するため、有識者や医療関係者等による検討会議（3回程度）を開催すること。
- ・ 会議の開催に当たっては、構成員の日程調整、会場確保（オンライン会議の場合は、Web会議用URLの設定等の準備も行うこと）、会議資料の作成・準備、会議録の作成等のロジ業務を行うこと。
- ・ 会議では、（1）のデータ分析について、詳細な分析項目や分析手法の検討、分析結果の検証を行うとともに、新たな構想への反映に向けた協議を実施し、ファシリテーション支援及び検討内容の整理ならびに新たな構想への反映に向けた論点整理を行うこと。
- ・ 会議の開催スケジュールや議題については、事前に県と協議の上決定すること。
- ・ 会議の構成員に対し、山梨県の関係規定に準じて、報酬及び旅費を支払うこと。
- ・ 業務役割分担は、以下のとおりとする。

※主担当○、副担当○

業務内容	受託者	県	備考
○スケジュール作成	○	○	・事前に県と協議
○検討会議の運営			
・構成員の選出	○	○	
・議題設定	○	○	・事前に県と協議
・会場手配・準備	○	－	・オンライン会議の準備含む
・開催通知	○	○	
・会議資料作成	○	○	
・進行・説明	○	○	
・議事録作成	○	○	・作成後、県の承認を得る
・報酬・旅費の支払い	○	○	・県の関係規定に準ずる

（3）検討報告書の作成

- ・ データ分析の結果及び検討会議における協議内容を踏まえ、本県における医療提供体制の現状と課題を整理するとともに、医療機関における病床機能の分化・連携を推進するための体制及び医療と介護の連携体制等について検討し、2040年を見据えた医療提供体制の方向性を取りまとめた報告書を作成すること。
- ・ 報告書について、地域医療構想調整会議等において関係者に対し説明するための資料を作成すること。なお、資料の作成に当たっては、関係者に対し内容が容易に理解できるよう、表現や構成に工夫を施すこと。
- ・ 報告書は、図表・地図等を使用した視認性・判読性の良いものとし、必要に応じ修正・加筆対応を行うこと。

4. 成果物

- ・ 業務完了後、速やかに以下の成果品を添付のうえ、紙媒体2部及び電子媒体（Excel、Word、

PowerPoint、PDF等)一式を県に提出すること。なお、成果物は汎用性・再利用性を考慮すること。

ア 地域医療提供体制検討データ分析業務委託実績報告書及び精算書（いずれも任意様式）

※精算書は、契約金額を上限として甲から乙へ支払う委託料の根拠となるものである。

イ 3(1)に規定するデータ分析結果

ウ 3(2)に規定する検討会議資料・議事録及び関連資料

エ 3(3)に規定する検討報告書及び地域医療構想調整会議等における説明用資料

※なお、県との協議資料、データ分析結果、検討会議資料等、業務完了前に必要な資料については、隨時提出すること。

- ・ 本業務により作成された成果品及び業務中に作成した資料の著作権、所有権、利用権等、その他一切の権利は山梨県に帰属するものとする。また、成果品の一部に第三者が有する著作物等を使用した場合は、所有権、著作権、利用権等に関しては必要な手続きを行い、使用料等の負担及び責任は受託者において負うものとする。

5. 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

6. その他

- (1) 仕様書に記載のない事項や業務内容の変更等の疑義が生じた場合は、県と受託者が協議して定める。
- (2) 業務遂行に当たっては、県担当者との定期的な協議を行い、進捗状況を報告すること。
- (3) 本業務の全部を一括して第三者に再委託することは認めない。なお、本業務の一部の再委託については、県の承諾を得ることとする。
- (4) 個人情報の保護に十分配慮し、必要に応じて匿名化処理を施し、流出又は損失が生じないよう徹底すること。
- (5) 本業務の遂行に際し知り得た情報等については、第三者に漏洩しないよう秘密を保持するとともに、契約目的以外に使用しないこと。

(別添)

想定スケジュール

時 期	内 容	実施主体
R8.2 中旬～3月上旬	R7 第1回地域医療構想調整会議（4構想区域）	県
R8.3 上旬～中旬	県医療審議会	県
契約日（R8.2月中下旬頃）～ R8.4月下旬	第1回検討会議の開催	受託者
R8.2月下旬～R8.4月中旬	データ分析項目の検討・決定・分析開始	受託者
R8.7月下旬～R8.8月下旬	データ分析完了・検証	受託者
R8.8月中旬～R8.9月下旬	R8 第1回地域医療構想調整会議（4構想区域）	県
R8.9月上旬～R8.10月上旬	第2回検討会議の開催	受託者
R8.9月上旬～R8.10月上旬	検討報告書の作成開始	受託者
R8.11月上旬～R8.12月中旬	検討報告書の完成・検証	受託者
R9.1月中旬～R9.2月中旬	R8 第2回地域医療構想調整会議（4構想区域）	県
R9.1月中旬～R9.2月中旬	第3回検討会議の開催	受託者
R9.3月上旬～R9.3月下旬	県医療審議会	県